

令和2年5月28日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ご承知のとおり、政府は5月25日に「緊急事態宣言」を全面解除いたしました。

しかし、国内外の感染状況を見据えると、私たちは、当面の間、この感染症とともに生活していかなければなりません。

石垣市教育委員会においては、5月11日に学校を再開し、18日から部活動を再開しました。また、6月1日（「石垣市緊急事態宣言」5月31日解除）以降に向け、学校における「3密」を避ける取り組み、「児童生徒の健康観察、マスク着用、手洗い」の徹底などの感染対策をお願いしています。

新型コロナウイルス感染症は、感染症対策を徹底しつつも感染リスクはゼロにはできないということを前提にして、「石垣市緊急事態宣言」解除後も学校及び家庭において、感染が広がらないよう下記のとおり「**学校の新しい生活様式**」に取り組んでいただきますようご理解とご協力をお願いします。

記

【学校の新しい生活様式について】

1 児童生徒一人一人の基本的感染対策について

- (1) 身体的距離の確保・・・人との感覚は、2m（できるだけ1m）空けましょう。
- (2) マスクの着用・・・症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- (3) 手洗いなどの手指衛生・・・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗いましょう。
- (4) 健康チェック・・・毎朝体温を測定し、発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で休養しましょう。
- (5) 会話・・・会話するときは、可能な限り真正面を避けましょう。
- (6) 持ち物・・・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを保管する入れ物を準備しましょう。
- (7) 遊ぶ場所・・・①屋内より屋外を選びましょう。
②休日において不要不急の外出を控えましょう。
③仲の良い友達同士の家間での行き来や、家族ぐるみの交流による接触を控えましょう。

2 児童生徒、保護者からの相談、郡外に旅行した場合等の個別対応について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患がある児童生徒について

児童生徒の主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。登校すべきでない判断した場合は、「校長が出席をしなくてもよいと認めた日」として、「出席停止」とします。

(2) 感染源を絶つ取組について

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合は、登校しません。(出席停止とします)
※上記以外の症状による欠席は、通常の欠席扱いとなります。
- ② 登校時、児童生徒の検温結果及び健康状態を把握します。(健康観察表の継続)
- ③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導します。

(3) 感染防止のため児童生徒の登校自粛について

石垣市緊急事態宣言の解除を踏まえ、6月1日以降、出席停止とはしません。
(欠席扱いとなります)

(4) 児童生徒が郡外に旅行した場合について

6月1日以降、これまでの出席停止(帰島後の1週間自宅待機)を解除します。
但し、旅行中の行動履歴と帰島後14日間の健康経過観察報告(朝の体温と症状の記録)を学校へ提出してください。

3 心のケア・いじめ等に関すること

- (1) 学校は、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や必要に応じてスクールカウンセラー等の支援を行います。ご家族で気になることがあれば学校へご相談下さい。
- (2) 学校は、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童生徒や保護者に新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見が生じないよう発達段階に応じた指導を行います。

4 教育活動における感染症予防対策について

(1) 各教科等について

- ① 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等は避けます。
- ② 体育の授業におけるマスクの着用はしません。
- ③ 体育の授業は、できる限り屋外で実施します。屋内で実施する場合は、換気等に十分配慮します。
- ⑤ 個人の教材教具をできるだけ活用し、児童生徒同士の貸し借りはしません。

(2) 部活動について

- ① 運動不足の生徒もいるため、生徒のけがの防止には十分に留意します。
- ② 生徒に風邪の症状がある場合には、部活動の参加を見合わせ、自宅での休養とします。
- ③ 可能な限り感染症対策を行いながら、少人数の活動を中心とし、発声や接触等の活動は避けます。
- ④ 活動日や休養日、活動時間等については、「石垣市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針」に準拠します。
(原則早朝練習等は行わず、活動時間以外の自主練習と称した小集団練習は自粛します)
- ⑤ 部室等の利用は、短時間の利用とし、児童生徒が一斉に利用することは避けます。
- ⑥ 6月1日以降、校外活動及び公共施設使用のための「誓約書」手続きは不要とします。但し、感染の予防・衛生管理の徹底等、最大限の取組継続とします。
- ⑦ 6月15日以降、感染の予防・衛生管理の徹底等の最大限の取組を条件として、必要最小限の対外試合を認めます。